慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	雅典国の収入
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1926
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.20, No.10 (1926. 10) ,p.1203(1)- 1265(63)
JaLC DOI	10.14991/001.19261001-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19261001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

制服は
オーバアも
何方
仰有います
「スタイルは
春木屋」と
三田四國町二ノ一號
（三田東海銀行前横丁）

メガネ
の御用は
正確にして
廉價な
慶應義塾大學病院指定
紫鳳堂眼鏡店
麻布材木町電停際
電話青山七四七〇番

三田學會雜誌　第二十卷　第十號

雅典國の收入

高橋誠一郎

一

吾人は曩きに民主々義的影響が次第に顯著と爲り行くに連れて、雅典國の政治家が下層人民の執拗なる要求を滿足せしむるの必要に驅らるゝに至り、國費の著しく膨脹せることを縷説せり。（「三田學會雜誌」第二十卷第九號所載拙稿「波斯戰役以後の雅典に於ける社會思想」參照）。民衆は無爲懶惰に慣れて、國家は彼れ等を扶養す可きものなりと做すの思想を抱懷するに至れり。國家は共同に享有せらるる可き私有物にして、之れより生ずる收入は國家を構成する成員の間に分配せらるる可きものと看做されたり。而して雅典の政治家は各個人の勤儉に依るよりも、寧

ろ公收入に依りて多數民衆を支持し富裕ならしむるを得可き一定の方法を發見せんことを努めつゝありしなり。國家の保護の下に居留する異鄉民の數を增加するに由りて其の收入を增加するの意見を提唱し、而して一人の市民に對し三人の割合を以て奴隸を公有し、以て國家の收入を擧ぐ可きことを提案せるクセノフォンの「雅典の收入增加策」は又た實に斯くの如き時代の產物なりき。

實際上雅典國をして其の莫大なる負擔に應じ、其の市民の勤務に對して支拂を行ひ、而して其の不斷に當面せる戰爭の費用を支出するを得せしめたる財源如何。

ペリクレスの時代に於ける最大なる收入の泉源は同盟國及び附庸國よりの貢進（φόροι）なりき。（Thucyd., I. 122, II. 13, III. 13, VI. 91）。然れども這般の納付は幾許もなくして任意的たらざるに至れり。而して或ひは戰爭の爲めに生じたる攪亂に由り、或ひは同盟國の背反に由りて屢々其の支拂不規則と爲り、全然停止せらるゝことすらありしが故に、そは不安固不確定なる收入たるを免れざりき。早く既にスパルタが希臘全土の覇權を掌握せる古に於て一定の金額（ἀποφοραί）は軍費に充つるが爲めに納付せられたるが、雅典人がスパルタ人の地位を繼承するに及び、アリスティデス（Ἀριστείδης）は各國の領域及び收入を調査し、其の實力に從つて、波斯軍に備ふるが爲めに各國の行はざるを得ざる貢納を決定するの任務を委託せられたり。デロスの神殿は是れ等の貢進を收受す可き寶庫にして、此處には又た會議開催せられ、總べての同盟國は之れに參加することを得たり。而して雅典人は其の優勝の地位と、常に雅典政府によりて任命せられたる雅典市民より成れる十名の檢査委員（Ἑλληνοταμίαι）とによりて之れが管理權を享有せるに過ぎざりき。此の貢納が第七十七オリンピアード第三年に設定せられたる時、そはアリスティデスによりて指定せられたる率に從ひ、一ケ年四百六十タラントンに達せり。（Thucyd., I. 96; Plutarch., Aristid., 34; Nepos, Aristid. 3; Suidas in v. Ἑλληνοταμίαι.）

雅典人は初め其の同盟國に向つて乘組員及び船艦の提供を要求すること嚴なりしも、キモンの時代以後に及び、彼れ等は同盟國が戰爭に從ふことを避けんとするの傾向あるを見て、進んで自ら軍務に從ふこと能はざる者より乘組員なき船艦と貨幣とを收受するに至れり。キモンは同盟諸國民をして平穩に商業及び農業を遂行するを得せしめて軍務に不適用ならしめ、之れに反して同盟國の貢納によ

つて維持せらるゝ雅典人をして海軍の敎練を受けしめたり。(Ploutarch. op. cit., 11.)。斯くて同盟諸國の兵力が衰頽すると同一の割合を以て雅典の實力は增加し、之れに迚れて同盟諸國に對する驕傲にして嚴冽なる態度を馴致せり。貢納を行ふは今や同盟者の義務と看做さるゝに至り、彼れ等は同時に會議に於ける投票權を奪はれたり。金庫は凡そ第七十九オリンピアード第四年の交にペリクレスによつてデロスより雅典に移され、雅典國は是れ等基金の無定限なる支配を得るに至れり。而して雅典は此の時代よりして自己の私的利益の爲めに其の同盟國の財源と資產とを利用して彼れ等の繁榮と自由とを脅かすに至れり。同盟國の雅典に對する屈服は漸次完全と爲るに至れり。「正義」と綽名せられたるアリステイデスすら國事に於ては完全なる正義は必然遵守せらるゝの要なしと做すの意見を有しデロス基金の移讓を以て得策なるも、而も不正なりと宣言せるに拘らず、少くともテオフラスタス（Θεόφραστος）の意見に據れば、彼れは銳意之れを防止せんと努むることなかりしなり。(Ploutarch., Aristid., 25, 22; Themist., 20.)。

然れどもペリクレスは吾人が他の機會に於て述べたるが如く、此の基金の移讓及び其の使途に關して極めて專斷なる態度を採れるに拘らず、其の貢納の高に關しては何等重大なる變更を加へざりしものゝ如く、彼れの時代に於ては這般の貢納は約六百タレントンに達したるに過ぎず。(Thucyd., II. 13; Ploutarch., Aristid., 24.)。アリステイデスによりて定められたる高が前述の如く四百六十タレントンなりしに、今一百四十タレントンの超過額を見るに至りしは、爾後の新同盟國よりの貢納及び戰役に從事するの義務若しくは自由邦の附庸の消却に由れるものなる可し。然るに紀元前四百二十五年に至り、アルキビアーデス（Ἀλκιβιάδης）の主張によりて新たなる査定行はれ、是れに由りて各市邦より要求せらるゝ高は平均二倍に增加せり。(Æschines, de Fals. Leg., p. 337; Andocides, de Pace, p. 93.)。然れども這般の收入が果して總額一千二百タレントン、若しくはプルータルコス（Πλούταρχος）の記するが如き一千三百タレントンに達したるや否やは疑問なり。(Ploutarch., Aristid., 24; Laistner, Greek Economics, 1923, p. xxiii.)。凡そ第九十一オリンピアード第二年に於て貢獻は全然廢止せられ、更らに大なる收入を生ず可しとの豫想に基き附庸同盟國に於ける海洋による一切の輸出入品に對する二十分一の稅金（εἰκοστή）を以

て之れに代はらしめたり。（Thucyd., VII. 28.）。然れども這般の關稅より生じたる收入の高が幾許に昇れるやは全然不明なり。此の稅金の徵收は、常例に從ひて請負人に委ねられ、其の徵收者はエイコストオロギイ（εἰκοστολόγοι）と呼ばれたり。（Poll., IX. 30; Aristoph., Ran., 365.）。此の稅金はペロポンネサス戰役の終りまで廢止せらるゝことなくして存續せるものゝ如し。然れどもエゴスポタモスの戰爭は終に同盟諸邦民をして進貢を行ふの地位より脫却せしめ、此の基金の管理を目的として創設せられたるヘレノタミエ（Ἑλληνοταμίαι）は其の結果として廢止せられたり。（Böckh, Die Staatshaushaltung der Athener, 1817, I Bd. III. Buch 15.）。

二

第二に重要なる收入の泉源はアッチカの南部なるラウリオン（Λαύριον）銀坑の採掘料なり。是れ等銀坑の發掘は早くよりして行はれ、セミストクレス（Θεμιστοκλῆς）の時代に於ては極めて收益大なりしの觀あるも、ソクラテス及びクセノフォンの時代に於て既に產出額を減じ、Ἰσοχρονικά の著者ストラボン（Στράβων）の時代以前に於て全然採掘し盡されたり。鑛坑は國有なりしも、曾つて公費を以て經營せら

れ、若しくは國家によりて他の不動產の如く一定の年限を劃して貸出さるゝことなく、常に無制限借地として私人に交付せられ、而して其の借地權は相續、賣却及び凡ゆる種類の法律的讓渡に由りて轉々せり。鑛坑の賣却、詳言すれば其の採掘權の賣却はポレーテ（πωλῆται）即ち年々抽籤によりて種族より選出せらるゝ十人の成員より成る財務委員によりて取扱はれ、這般の權利を購入せる者は指定の價格を支拂へる外、永續的租稅として純收益の二割四分を支拂はざるを得ざりき。買入金は直接國家に支拂ふも、鑛區稅は恐らく徵稅請負人によつて徵收せられたるものなる可し。鑛坑を領有するの權利を有する者は雅典市民並びにイソテレス（ἰσοτελεῖς, ὁμοτελεῖς）即ちアッチカに居住せる外人（μέτοικοι）中、イソテリア（ἰσοτέλεια）と稱する一定の權利及び特權を享有しつゝある者のみに限ぎられたり。領有者の數は頗る多く、彼れ等は農業家と等しく別個の生產者階級と看做され、時には數個の持分を領有し、時には單に一個のみを領有せり。一個の持分の普通の價格は一タレンタム若しくは其の以上にして、往々數名の組合員が一鑛坑の共有者たることあり。筋肉勞働は鑛坑領有者に屬する奴隸若しくは雇傭奴隸によりて行は

れたり。鑛坑領有の安固は峻嚴なる法規によりて確然保證せられ、國家の權利は嚴かに維持せられたり。鑛法（*μεταλλικὸς νόμος*）及び鑛坑に關する特殊の訴訟手續（*δίκαι μεταλλικαί*）存し、鑛坑は又た財産税を課せらるゝことなく、其の領有者を「公務」（*λειτουργία*）に服せしむることなく、又た後に述ぶるが如き「財産の交換」即ちアンチドオシス（*ἀντίδοσις*）に由りて移轉せしめらるゝことなかりき。這般の免除は鑛山の採掘を奬勵せんとするの希望より生じたるに非ずして、元と國家の所有に屬する鑛坑を借入れたるの事實に基くものなり。而して石山が如何なる方法を以て制規せられたるかは定かならず。雅典人が其の同盟諸邦民より簒奪したる鑛山は依然是れ等の鑛山が彼れ等の所有に歸する以前に所屬せる人々の財産として殘存せるものと想像せざるを得ず。唯だ例外たるの觀あるものはスラキアの鑛山にして、是れ等のものは直ちに雅典に從屬し、雅典の鑛山と等しく貸出されたるものゝ如し。（Böckh, a. a. O., III. 3; Abhandlung über die Laurischen Gruben—Abhandlungen der Berlin. Akad. d. Wiss. vom Jahr 1815.）。

III.

尙ほ國庫に對して巨額を寄與したるものに輸出入品に賦課せられたる五十分の一即ち二分の海關税（*πεντηκοστή*）あり。輸入貨物に對する税金は荷卸しに際して支拂はれ（Demosth., Lacrit., p. 932, § 8 25 sq.）、輸出貨物に對しては恐らく其の財貨が船積みせらるゝ際に徵せられしなる可し。關税の徵收は恐らく年々財務委員（*πωλῆται*）が最高の入札者に請負はしめし所なる可し。斯くの如くして之れを收受するの權利を收得する人々はテロネ（*τελῶναι*）と稱せられ、其の主事はアルコニス（*ἀρχῶνης*）と呼ばる。（Andoc., 17.）。而して此の税金の徵收者はペンテコストロギイ（*πεντηκοστολόγοι*）と名付けられたり。（Demosth., in Phorm., p. 909）。單に輸入に對してのみ賦課せられたる穀物關税（*πεντηκοστὴ τοῦ σίτου*）が個人に對して貸出されたるに徵して（Orat. in Near., p. 1353. 23.）、五十分一税は貨物の極めて一般的なる一定の區別に從ひ別々に一括せられて其れ其れの請負人に賣渡されたるものと推定せらる。商人は又た同一性質の他の二種の税金を支拂へり。一は恐らく港税なる可しと想像せらるゝ *ἐλλιμένιον* にして、他は一分税 *ἑκατοστή* なるも、吾人は之れに關して何等詳細の知識を有することなし。（Böckh, a. a. O., III. 4, 5.）。

雅典に從屬せる同盟諸邦に於て海路を經て輸出入せらるゝ總べての貨物に對する五分の關稅（εἰκοστή）に就きては吾人既に之れを說けり。其の他雅典人が第九十二オリンピアード第三―四年以來黑海を出入する船舶の積荷に賦課せる十分一稅（δεκάτη）あり。彼れ等はエゴスポタモスの敗北に由りて此の稅金を剝奪せられたるも、スラシブーロス（Θρασύβουλος）は凡そ第九十七オリンピアードの交に之れを再課し、而して其の徵收を請負はしめたり。（Xenoph., Hellen., IV. 8, 27, 31; Demosth., in Lestin. § 48）。然れども第九十八オリンピアード第二年のアンタルキダスの媾和に由りて、そは再び廢止せられたるものゝ如し。（Böckh, a. a. O., 6.）。

國庫收入の泉源として觀過す可らざるものに裁判料（πρυτανεῖα, παράστασις, παρακατιβολή, ἐπωβελία）及び罰金（τιμήματα）あり。此の種の課金より生ずる收入は同盟邦民が其の一切の訴訟を雅典の法廷に於て行ふの義務に由りて增加せられたり。此の財源は審理官の日當の高を增加し、從つて又た市民の扶助に貢獻する所大なりしなり。（Cf., Böckh. a. a. O., 9-14.）。

牧場たると耕作地たるとを問はず、公有地、家屋及び其の他の造營物は競賣によりて私人に貸出さるゝの常にして、貸地の條件は前以て石に刻して公示せられ、後に至りて賃借人の名を之れに書き加ふることを得たり。斯くて初め公示せられたる文書は後に至りて賃貸契約書と爲るなり。然も若し然らずとせば新協定は其の後に至りて揭示せらるゝなり。賃貸の期間は種々なる場合に於て著しく相違ありしが如し。劇場も亦た土地と等しく貸出されたること吾人が前揭の拙稿に於て述べたるが如し。（Böckh, a. a. O., 3.）。市場に於て販賣せらるゝ總べての物件は ἐπώνιον, ἐπώνια と稱せられたる消費稅を賦課せられたるも、其の高は不明なり。（Poll., VII. 15; Harpocration, Suid. Stymol. Phavorinus.）。

奴隸所有者は又た其の所有する奴隸一人に對し一ヶ年三オボリの稅金を支拂ひ、解放せられたる奴隸も亦た其の保護金の外に同一額を支拂へり。ビザンチウム邦に於ては易者、野師、手品師、其の他は其の職業を行ふの許可に對して其の儲高の三分の一を支拂ひ（Pseud-Aristot., Œcon., ii. 3）、彼れ等は他邦に於ても亦た課稅せられしが故に（Casaub. ad Sueton. Calig. 4）、雅典人も同じく此の種の旅商人に對して課稅せるものと想像するを得可し。市場に於ける小賣すら ξενικὰ τέλεα と呼ば

れたる稅金を支拂ふに非ざれば、居留外人及び外來民に對して許可せらるゝこと なし。別に醜業婦に對する稅金（πορνικὸν τέλος）存し、年々元老院によりて貸出され、其の請負人は醜業に從事せる男女の名を精細に知悉せり。（Æschin., in Timarch., p. 134, 135.）。（Böckh, a. a. O., 7.）。

四

當時に於ては正規の直接課稅は一も存在することなかりしと雖も、國家は一定額以上の財產を有する市民に對して種々なる國務の費用を支出す可きことを命じたり。謂ゆる「公務」（λειτουργίαι）とは雅典に於て國家が正規的輪番を以て其の富裕なる市民に賦課せる常例若しくは非常の勤務に適用せられたる名辭なり。其の財產が三タレントン以上に達したる市民が遂行せざるを得ざる常例の公務（ἐγκύκλιοι λειτουργίαι）はコレギア（χορηγία）、ギムナシアスキア（γυμνασιαρχία）及びアルキテオリア（ἀρχιθεωρία）の三なり。

（一）コレギアは此の種の勤務中最も費用大なるものにして、演劇及び演奏の伴ふ國祭に於て音樂上の競技を行はしむ可き歌舞隊を準備するものなり。固と歌舞隊は國內の全住民を以て組織せられたるが、歌舞の技術の進步するに連れて、觀覽者と演技者との區別を生じ、有給の演技者を使用するに至り、終に適當なる訓練を施されたる歌舞隊を供給するの義務は、其の代表たる可く國家によりて選任せられ、種々なる場合に生ずる總べての經費を支出ふ一個人即ちコレーゴス（χορηγός）の上に委ねらるゝことゝ爲れり。之れに關する諸般の義務を遂行す可き一個人を豫備するは這般の公務の循り來れる種族の幹事等（ἐπιμεληταὶ φυλῆς）の任務にして、彼れ等によりて指定せられたる者は悲劇若しくは喜劇及び諷刺劇に於ける歌舞隊並びに七弦琴に合せて歌ふ成年及び幼年男子の合唱隊、輪舞者、出陣舞者、吹笛者等の費用を負擔せざる可らず。歌舞隊は其の訓練の期間は概してコレーゴスの費用によりて支持せられ、コレーゴスは又た唱歌者の音聲を强むるに資する底の食料及び飲料を支給せざる可らず。（Ploutarch. de Glor. Ath. 6. Antiph. de Chorenta.）。最良なる演奏若しくは演劇を擧行せるコレーゴスは褒賞として鼎足を受領し、彼れは之れを献納するの費用を負擔し、時には又た之れを据ゆる記念塔を建設せざるを得ざりき。

（二）ギムナシアルキアは體操練習場（γυμνάσιον）に於て運動競技の爲めに競技者を訓練し、其の練習中適當なる食事を彼れ等に供し、競技に際しては必要なる配備及び裝飾を現場に施すの義務を負はしむるものなり。斯くの如き形態の公務中最も費用多きものは炬火競走（λαμπαδηδρομία, λαμπαδηφορία）の準備即ち λαμπαδαρχία にして或る場合には十二ミネを要したりと云ふ。（Lysias, Or., 21.§. 3.）

（三）アルキセオリアは四大國祭若しくはデロス及び其の他の聖地に派遣せらるゝ聖使（θεωρίαι）の監督にして、此の場合に於ては國家は經費の一部を補助す。其の他各個の種族及び市區に限られたる公務あり、祭日の際に於ける其の氏族の饗應（ἑστιάσεις）の如きは即ち是れなり。（Böckh, a. a. O. 21, 22, 23.）

總べての公務中最も費用大なりしものはトリエラルキア（τριηραρχία）と稱せらるゝ非常の公務にして、主として戰時に於て賦課せられたるものなり。此の「公務」の目的は軍艦の艤裝を行ふに在りて、之れを命ぜらるゝものは唯り最富裕なる市民のみに限れり。這般の任務を行ふものはトリエラルケス（τριηραρχεῖς）と稱せられ、其の戰艦の赴く所には總べて彼れ自身、若しくは其の代理人を同乘せしめたり。

波斯戰役以前に於ては當時の雅典海軍に屬せる四十八隻乃至五十隻の軍艦の艤裝はナウクラリア（ναυκραρία）即ち軍事課稅を目的とする行政上の區分に委ねられたり。艦隊の數が增加せる時所要のトリエラルケスの數は軍令部（στρατηγοί）によりて年々指定せられたり。國家は船體及び帆柱を供給し、トリエラルケスは之れに必要なる艤裝を行ひ、一切の準備を整へ、櫓手其の他全船員を之れに乘込ましむ。國家は船員に對する給金及び食糧を支給し（縱令ひ其の高は常に這般の目的の爲めに十分なるものにはあらざりしも）、後に至りては船體の裝具をも供給せり。トリエラルケスの失費は四十ミネ乃至一タレンタムに達せり。之れを輕減するが爲めに凡そ紀元前四百十一年に二個の人物が之れを分擔することを許容せらるゝに至れり。更らに三百五十八年には二十シムモリエ（συμμορίαι）即ち各々六十名の市民より成る組合並びに其の各々より十五名づゝ選出せられたる都合三百の最富裕なる市民の委員設置せられ、此の三百人の委員は一隻の戰艦の費用が多少の市民數によりて分擔せらるゝが如き方法を以て各個の組合の上に其の經費を分配せり。最後に凡そ三百四十年の頃にデモステネスの提出せる法律に據りて

貧民階級を除き總べての市民は其の財産に比例して此の經費を負擔するに至れり。斯くて十タラントンに達する財産(寧ろ課税し得可き資本)を有するものは一隻の船艦を艤裝するの義務を賦課せられ、二タラントンに達する財産を有する者は二隻、三タラントンを有する者は三隻を艤裝するの責任を負ひ、其の財産額十タラントンに達せざる者は組合を形成して之れを負擔す可きものと定められたり。(Böckh, a. a. O., Bd. II. VI. Buch. 11, 12, 13, 14, 15, 16.)。

何人と雖も、同時に一公務以上を負擔せしめらるゝことなく、又た相次げる二ケ年内に二公務を負擔せしめらるゝことなし。トリエラルキアを免れたる者は執政官(アルコン)、未婚の女子相續人及び成年に達したる第一年の終に至るまでの孤兒のみなり。若し或る者が不當に選ばれて此の義務を遂行することゝ爲り、更らに富裕なる者が看過せられたりと考ふる時は彼れをして代つて其の任務を行はしむるか、又たは全然其の財産を交換す可きことを要求することを得。是れ即ちアンチドオシス(ἀντίδοσις)にして、斯くの如き訴訟手續はソローンに發すると稱せらるゝも(Dem. c. Phaenipp. init)、這般の法規は更らに之れよりも民主々義的と爲れる時代に至りて發したるものなる可し。(Böckh, a. a. O., 16.)。「公務」の賦課は國庫の負擔を節約せしめ得たること甚大にして、斯くの如き義務の設定せられたるは、縱令ひ富裕階級の財政上の負擔が一層苛重なりしとするも、其の政治上の特權も亦た一層大なりし時代に存することを記憶せざる可らず。第五世紀の初葉に至りては斯くの如き事實は最早存せざるに至れりと雖も、而も「公務」の執行は其の執行者に財政上の負擔を荷はしむるよりも寧ろ榮譽を與ふること大なる市民の特權と看做されたり。不斷の戰役が富裕階級を疲弊せしめたる後に至りて、初めて財政上の負擔が之れより生ずる名譽よりも顧慮せらるゝ所大なるに至れるなり。(Laistner, op. cit., p. xxiv.)。

五

かのエイスポラ(εἰσφορά)と稱する財産税の如きは第五世紀に於ては極めて稀有なる場合に賦課せられたるに過ぎざりしが、第四世紀に入りて頻々として徵收せらるゝに至れり。此の非常特別税は紀元前四百二十八年に初めて賦課せられたるものにして、其の基礎をソローンの四階級別に置けり。(三田學會雜誌第二十

卷第五號所載拙稿「古代希臘上期の詩歌中に現れたる社會狀態」五八―五九頁參照）。有稅資本は所有者自身の見積れる純所得の十二倍と評價せらる。最少所得五百ドラックメ及び最少資本六千ドラックメを有する第一階級即ちペンタコシオメディムニィは其の全財產を以て有稅資本（εἰσφορά）と看做され、其の五十分の一、即ち一百二十ドラックメの租稅を負擔す。所得三百、資本三千六百ドラックメを有する第二階級即ちヒペイスは六分の五、即ち三千ドラックメ、而して所得百五十、資本一千八百ドラックメを有する第三階級即ちジウキティは九分の五即ち一千ドラックメを以て有稅資本と看做され、前者は六十ドラックメ、後者は二十ドラックメを負擔す。第四階級即ちゼテスは全然課稅せらるゝことなし。（Böckh, a. a. O., IV. 5.）紀元前三百七十八年執政官ナウシィニィコスの在職中に於て別個の査定法提案せられたり。是れに依れば、最高階級の有稅資本は全財產の五分の一と定められたり。（Böckh, a. a. O., 6）。居留外人も亦た市民と等しくエイスポラを支拂ふの義務あるものなり。十種族の各々は其の富裕なる市民一百二十名を指定し、而して是れ等のものは各々六十の組合員（συμποσίαι）より成る二個の組合（συμποσία）に區分せられ、斯くて二十組合中の組合員の數は一千二百に達することゝ爲る。是れ等二十組合の各々より富裕なる市民十五名即ち全體にて三百名を擧げ、是れ等の人々をして自餘の人々の爲めに租稅を前納するの義務を帶ばしむ。自餘の組合員は更らに貧困なる有稅市民と結合して此の金額を彼れ等に補償するの責任を有す。是れ等より貧困なる有稅市民も亦た等しく其れ其れの組合に分賦せらるゝも、而も其の眞の組合員と爲ることなく、眞の組合員によりて其の資力に比例せる範圍まで支拂を要求せらるゝなり。（Böckh, a. a. O., 9.）。

尙ほ直接稅としては此の外に居留外人の保護稅（μετοίκιον）あり。アッチカに居留せる奴隸以外の外人（μέτοικοι）の數は雅典國が最も繁昌なりし際には成年男子一萬人を算せり（紀元前三百〇九年）。雅典の商業上に於ける有利なる地位は希臘人及び其の以外の人民を此の地に招致せり。彼れ等は雅典國によりて彼れ等に賦課せらるゝ法律上の保護に對して年々一人に就き十二ドラックメ並びに定年に達せる子息を有せざる獨立婦人一人に對し六ドラックメを支拂へり。此の保護金も亦た其の徵收を請負はしめられたり。居留外人の財產にして規定の最少

限に到達せる場合には彼れ等も亦た「公務」及び財産稅を負擔するの義務を有せり。彼れ等は市民と結婚し、土地を取得することを禁せられたりと雖も、此の保護稅の納付によりて其の欲する如何なる職業にも從事することを得しなり。(Böckh, a. a. O., III. 7.)。

六

是れ等種々なる收入の泉源は雅典が希臘の覇權を掌握しつゝありし最盛時に於て年々二千タラントンの所得を生じたりと稱せらる。是れ等の租稅（τέλος）若しくは其の他の負擔及び勤務よりの免除（ἀτέλεια）は雅典人が國家に奉仕すること極めて大なりし者に對して稀れに與へたる名譽の標號たりしなり。雅典は斯くの如き廣大なる財源を有したるに拘らず、他の希臘諸邦と等しく非常なる財政難に陷れること屢々なりき。是に於て乎、彼れ等は掠奪、鹵獲、被征服地の貢納、公債、通貨の改變其の他の手段に依りて其の急を免れんとせるも(Cf, Böckh, a. a. O., IV. 17, 18, 19, 20.)、而も大體に於て之れが爲めに苛重なる負擔を荷はしめられたるものは富者なり。而して雅典の社會が次第に民主主義的に展開し行くに連れて、民會の沒收欲及び徵罰欲は愈々露骨に發現し來り、ソクラテス、ミルチアデス、テミストクレス、アリステイデス、ツラシイブラス、キモン及び大ペリクレス其の人の如きすら順次之れに依りて襲はるゝに至れり。アリストファネスは沒收せられ公賣せられたる財産（ἀφωρισμένα）を以て公收入の別個の部門と做せり。(Vesp., 657.)。

罰金及び沒收は最大なる犯罪と等しく最輕微なる罪過に對しても亦た課せられたり。財産沒收の機會を增加するは雅典人得意の慣用手段にして、彼れ等は殊に是れに依りて居留外人を陷れんとせり。(Dicæarchus, Geograph. Min., II. p. 9)　外來者にして市民と結婚せるものは其の人格及び財産を公賣せられ、告訴者は其の賣上高の三分の一を收受し、居留外人にして市民權を行使し、保護金を支拂ふことを怠り、若しくは保護者（προστάτης）なくして生活する者は其の財産と共に公賣せられたり。煽民政治家は彼れ等の私的利得及び公收入を增加し、民衆の間に分配せらる可き貨幣を準備するが爲めに這般の政策に贊せり。而して斯くの如きものは正さにクレオンの政策なりと稱せらる。(Aristoph., Eq., 103.)。

富者に對する莫大なる課稅若しくは沒收によりてのみ唯り其の貪欲心を滿足

せしめ得可き「人民」と稱する二萬の主權者に媚ぶるを以て自己の利益と做せる演說家等の陰謀奸策は間斷なく行はれたり。煽民政治家は大聲疾呼して斯く斯くの市民を處刑するに非ざれば、人民に對する支拂額を補足すること能はざる可きを宣言するに至れり。デマーデス（Δημάδης）は大膽にもテオリカの如き貨幣の分配を以て民主政治の接合物なりと宣言せり。斯くて富者は庶民を恐怖するの餘り彼れ等自ら貧困と爲るを以て一種の救濟なりと思惟するに至れり。（Xenoph., Conviv., 4°; Lysias, pro. Bonis.）。イソクラテス（Ἰσοκράτης）は又た罪を犯すよりも富裕と爲るを以て遙かに危險大なるものと做せり。蓋し犯罪は特赦若しくは寬大なる刑罰を受くることあるが故なり。（De Permut., p. 160.）。

七

雅典市を圍繞せる領域は固より僅かに八百五十平方哩内外に過ぎざりしと雖も、アッチカの國土は屢々想像せらるゝが如く農業に取りてさまで不適當なるものには非ず。洵に其の土壤は耕耘困難にして沃野比較的少なく、凹凸起伏せる岩石地多きを占め何物をも播種することを得ざる不毛の地尠なからざりしと雖も、溫和なる氣候に惠まれ、稠密なる人口に刺激せられて農業は殆んど到る處に於て鋭意遂行せられ、地味粗惡なりしに拘らず、凡ゆる種類の植物及び動物を繁殖せしむるを得しなり。（Platon, Cit., 110E）。農業技術の發達も亦た之を助けしなる可く早く既にソクラテスの時代に於て農業に關する著書存せり。而して農業が社會生活の基礎と看做されたるの事實は其の守護神たるデメーテル（Δημήτηρ）が婚姻及び法律をも亦た統轄せるに依りても明かなる可し。而して農業が生計獲得の最も正當なる方法として著しく推重せられたるの事實は之れをクセノフォン及びアリストオテレスの大なる讃辭によりて推定するを得可し。（Xenoph., Œcon., iv. 4, 8-24, v. 1-17, vi. 8-10; Mem., II. i. 6; Aristot., Polit. VI. 4.）。アリストオテレスの著と稱せられたる「經濟學」（Οἰκονομικός）の著者は曰く、農業民は、雇傭勞働及び商業に於けるが如く人々の意志に從ひ、若しくは戰爭の如く人々の意志に反して彼れ等より利得することなきが故に、最も公正なるものなり、又た總べて生存しつゝある物は其の母より榮養を受く、而して大地は人間の母にして、從つて、又た人間は大地より榮養を受くるが故に、農業は最も自然的なるものなりと。洵に大地を以て人

間の母と做し、吾人は之れよりして榮養を受くるものなりと觀るの觀念は希臘詩人に共通なるものなりき。（Cf., Æschylus, Ἑπτὰ ἐπὶ Θήβας, 16-19; Χοηφόροι, 127; Ἱκέτιδες δεσμώτης, v. 90.）。著者は更らに語を續けて云ふ、農業は更らに堅忍不屈の精神を養成する上に貢献する所大なり、蓋しそは人々の身心をして強健且つ敏捷ならしめ、彼れ等を訓練して軍務に適せしむるものあるに反し、大多數の商工業は身心をして共に柔弱ならしむるが故なりと。即ち農民は其の資産が市壁の外に存する唯一のものなればなり。（Pseud-Aristot., Œcon., I. 2.）。

然れども富裕なる者は筋肉勞働の大部分を奴隷及び隷農に委して、自己は單に管理の任に當れるに過ぎず。斯くて彼れ等は其の耕圃の收益に依りて裕福なる生活を維持し得たるのみならず、産物の價格騰貴せる年には不當に其の富を增加することを得しなり。（Orat. in Phænipp., p. 1042. 12.）。而して雅典は永く農業國の狀態を維持すること能はずして、紀元前第五世紀以後に於ては其の食糧の半ば以上を輸入に俟たざるを得ざるに至れること吾人が曩きに言へるが如し。最主要の貨物たる小麥は黑海より來れる所にして、雅典人がビザンチウムの支配權を維持すると否とは單に軍事上のみならず、此の點より觀るも亦た極めて重大なる關係を有するものなりき。之れに對して雅典の輸出せる所のものは、既述の如く、橄欖油、乾無花果、蜂蜜、陶器、並びに小規範に於ては武器及び一定種の羊毛製品等の如き一定の製造品なり。輸入超過の額は大ならざるを得ざりしと雖も、而も之れに對する對衡として前述せるが如き同盟國民の貢納並びに業務上及び享樂上の目的を以て同市を訪るゝ多數の外人によりて多額の貨幣は雅典に齎されたり。加之ならず雅典の繁榮はピラエウス（Πειραιεύς）港が大中央市場たりし事實に負ふ所大なるものなり。小亞細亞及びシリアの物産は此處に再び船積せられてペロポンネサス半島及び之れよりも更らに西方に向へり。

此の點に於て雅典の銀貨は通商上特に重要なる地位を占むるを得たり。曩きに一言せるが如く、第九十三オリンピアード第二年アンチゲネス（Ἀντιγένης）の執政官時代に於て、當時行はれつゝありし大軍備に對し貨幣を調達すること甚だしく困難なりしが爲めに、戰勝の女神の像より多量の參加物を混じて金貨を鑄造するの已むなきに至り、次いで其の翌年カリアス（Καλλίας）の執政官時代に於ては銅

貨を鑄造し、間もなく之れを回收する等のことありしと雖も、大體に於て雅典は其の通貨の純清を維持し、第五世紀末年の財政急迫に際しても其の銀貨を改惡せんとするの擧に出づることなかりき。雅典の覇權が昔日の夢と消へたる紀元前三百五十三年の交に其の「雅典の收入增加策」(Πόροι ἢ περὶ Προσόδων) の筆を運びたるクセノフォンが尙ほ且つ正當に「大多數の都市に於ては其の住民の使用する通貨は彼れ等の國境外に於て流通することなきが故に、商人は已むなく其の船荷と交換して財貨を積載せざるを得ず、然るに雅典に於ては商人は人々の要求する多種多樣なる財貨を輸出することを得るも、而も尙ほ商人が商品を以て商品と交換することを欲せずとせば、彼れ等は雅典の銀を輸出するに由りて絕好なる船荷を積み出すを得可し。蓋し彼れ等は何處に於て之れを手放すも常に其の本原的價値以上を利得す可きが故なり」と主張するを得せしめたるは當に之れに依る。(Vect., iii, 2.)。

八

ホメーロスの詩篇中に於ては希臘人は商業に對する自然的傾向を有する人民として表現せらるゝことなし。洵に海岸より遠く隔りたる最古の希臘都市の地位は其の建設者が交易を以て財富取得の一手段と倣すの觀念を有することなかりしの事實を十分に物語るものなり。彼れ等の航海は古代に於ては殆んど全く戰爭及び海上掠奪の手段たりしなり。輿論は久しく海賊を非議することなかりき。而して海賊的行爲は漸次商的行爲に變化し行けり。亞細亞人、殊に當時希臘沿海を支配せるフェニキア人の手によりて行はれたる希臘との貿易も亦た微々たるものにして、希臘人は之れに提供す可き農業上及び工業上の產物を有せざりしが故に、多數の外人をして彼れ等と交易を營ましむるの誘因を有すること能はざりき。然れども、ホメーロス時代以後の數世紀間に於て希臘の商業は其の面目を一新せり。希臘の貿易をして自由なる發達を來さしめたるものは小亞細亞に於ける其の植民地の建設なりき。イオニア人の努力は古くより發達せる東洋の工業との接觸によりて激生せしめられたる商的活動と、久しくフェニキア人の手中に掌握せられつゝありし海上の覇權を剝奪するを得せしめたる正しき意義に於ける海上權とを創生せしむるに資せり。貿易に從事せる植民地中に在りて第

一位を占めたるものはミレトスなり。紀元前第六世紀に至るまでに希臘人は其の商業の範圍を地中海岸及び之れと聯絡せる內海に擴大せり。然れども雅典が商業的都市の列に加はるに至りしは更らに之れよりも以後にして、雅典人はソロンの時代に於ても尙ほ主として農業及び牧畜によりて生活せるなり。

雅典人と他の都市との商業的關係が幾分顯著と爲れるは漸く民主々義的憲法發達の時代に存す。然れども波斯戰役と海軍同盟の盟主たる其の地位とは雅典をして希臘に於ける第一位の海軍國たらしめたり。ペリクレスの治下に於て雅典は啻だに學問及び技術に於てのみならず、貿易に於ても亦た全希臘的活動の中心と爲れり。雅典の傍らに、其の西方貿易に依りて卓越せる地位を有し得たるものは唯りコリンツス及びコルクラありしのみ　アッチカが其の領域內に於て生產することなき貨物は悉く外國貿易によりて取得せられたり。而して戰爭の如き非常の障碍が輸入を妨ぐるに非ざれば、同國は他邦の餘剩收益を消費せるが故に、凶作の場合に於てすら饑饉の危險は存することなかりしなり。（Cf., Xenoph., Respublica Atheniensium, ii. 6.）。雅典は島嶼には非ざるも、而も島國的地位の有する、凡ゆる利益、即ち凡ゆる風位を利して其の所要物を輸入し、其の輸出せんことを欲する物を積み出すを得可き便宜なる位置を占めたる良港を有せり。陸上に於ても亦た多種の商貨を收受す。蓋しそは大陸に接合するが故なり。（Xenoph., Vectig., i. 7.）。他の場所に於ては一々取得すること殆んど不可能なる物品も悉くピレエウスに於ては一纏めに蒐集することを得しなり。（Thucyd., II. 38; Isocrat., Paneg., p. 34 ed. Hall.）　地中海岸の凡ゆる地方より來る穀物、酒類、鐵、黃銅及び其の他の商貨の外に同國は奴隸、造船用材、鹽引、蜂蜜、蠟、烟脂、羊毛、綱具、革、山羊皮等を黑海岸より、材木、奴隸及び鹽引をビザンチウム、スラキア及びマケドニアより、奴隸をセサリアより絨氈及び毛織物をヒリギア及びミレトスより輸入せり。クセノフォンは曰く「雅典は其の海洋の支配權に由りてシキリア、伊太利亞、キプロス、リディア、ポントス及びペロポンネソスの最上等なる產物の總べてを一處に集むることを得」と。（Xenoph., De Rep. Ath., ii. 7.）。

九

雅典及び其の他の希臘諸邦は武力に依りて貿易の安固と獨立とを確保するが

爲めに其の最善を致し、又た同一の目的よりして條約を締結せり。斯くの如きは互に交際ある二國市民の法律的關係を制規し、他國の市民に對して訴訟を提起せる際に一國の市民によりて遵守せらる可き形式を規定せる協約に就きて特に然りしなり。プロクセノス（πρόξενος）、即ち他國の市民中より、其の地に居留せる自國民が法律上の保護及び援助を必要とする度毎に、其の利益を注意するが爲めに指定せられたる一國の代表者の制度は多大なる便益を與へたり。例へばヘラクレアの一住民が何れかの場所に於て死去せりとせば、ヘラクレアのプロクセノスは其の任務上其の人の殘せる財産に關する報告を與へざる可らず（Demosth., in Callipp., p. 1237. 16.）。若し（ラクレアの一住民がアルゴスに於て死去せりとせば、ヘラクレアのプロクセノスは彼れの財産を受取るが如し（ibid., p. 1238. 27.）。

希臘の諸政府は船着場、倉庫及び船着場の附近に於ける取引所の建設に努力せり。尙ほ雅典に於ては商業警察の任務を行へる官吏中に、抽籤によつて年々任命せらるゝ海港に於ける十名の舶來貨物卸市場監督官（ἐπιμεληταὶ τοῦ ἐμπορίου）あり。等しく抽籤によりて年々任命せらるゝものにして、市部に對して、五名、ピレエウス港に對して五名の市場長官（ἀγορανόμοι）ありて、特に小賣市場を監督し、外來者に對して之れに從事するの許可を與へ、財貨の品質並びに量目及び尺度を檢査し、腐敗損傷せる物を沒收破壞し、賣手及び買手間の爭議を即決し、訴訟を必要とする場合には之れが裁判長と爲れり。雅典人は又た特に度量衡の檢査を行ふ、市部に於て十名、ピレエウスに於て五名のメトロノミィ（μετρονόμοι）を有せり。彼れ等は又た不正の尺度秤量を使用せる者を檢舉せり。其の下僚はプロメトレィ（προμετρεῖται）と呼ばる。商事裁判官（ναυτοδίκαι）は商人及び船長の業務を妨ぐるとなからんが爲めに航海を行ふことを得ざる冬期に於てのみ開廷せり。（Lysias, περὶ δημοσ. δίκ. p. 593）。デモステネスの時代には此の商事裁判官は存在せざるに至り、其の管轄に屬せる裁判事項は六名の下級執政官より成れるテスモテテイ（θεσμοθέται）の管轄に移れりと雖も、冬期六ヶ月間に聽訴するの制度は變ずることなかりき。（Demosth., in Apatur., p. 900. 3; cf., p. 966. 17; Petit. V. 5. 9.）。而も尙ほクセノフォンは出帆せんとする者を抑留することなきが爲めに商事に關する訴訟に對して最も公正にして且つ最も迅速なる判決を下せる者に對する賞與を設けんことを提唱せるが

（De Vectig., iii.）幾許もなく、判決遲延の弊害はヒリッポス（Φιλιππος）の時代に於ては月次訴訟（ἐμμηνοι δικαι）の開始によりて抑止せられたり。（Vid., Orat. de Haloneso., p. 79. 18. sqq.）。普通の債務の場合には債權者は單に債務者の財産を押收するを得たるに過ぎざりしも、商事の場合には債務者にして償還を申し渡されたる際には彼れは收監せられざるを得ざりき。他の事項に於ては外人は裁判所に於て一市民によりて代理せられざるを得ざるも、商事に於ては彼れ等は自ら出廷することを得たり。デモステネス曰く「雅典の法律に於ては債權者に對する幾多の優良なる保護存す。蓋し商業は借手より起らずして貸手より生ずるが故なり。貸手の援助なくんば船舶、船長、旅客皆な共に活動すること能はず」と。（Pro Phorm., p. 958.）。

大商人は幾多の場所に代理商を有し、而して後者は財貨の輸送せらるゝ港に於て彼れ等の主人の爲めに船荷を賣却す。吾人は又た二個の相異れる場所に於て營業しつゝある組合員ありしことを聞く。有爲なる商人は各港に於ける價格及び市場の狀態を絶えず知悉するが爲めに非常なる努力を行へりと雖も、現代に於けるが如き諸般の機關未だ存在せざりしが故に、貿易の自由が獨占によりて妨害せらるゝが如きは單に例外的の場合に屬す。かのアリストオテレスが其の「政治學」第一編第十一章に於てミレトスの哲學者タレースが夙く紀元前第六世紀に於て行へりと稱せる橄欖の壓搾器の如き緊要なる貨物の買占は其の發生を見ることと頻々たるものには非ざりしなる可し。（「三田學會雜誌」第十五卷第一號所載拙稿「アリストオテレスの貨殖論」三五―三六頁參照）。當時に於ては又た貿易の自由を制限せんとするの思想存せずと說く者あり。Heeren は其の Ideen über die Politik, den Verkehr und den Handel der Alten Welt. に於て曰く、古代人は貿易平衡の知識なく、從つて又た之れより生ずる總べての不自然なる方策は自から知覺せらるゝことなくして終れるなりと。Heeren は更らに語を續けて言ふ、彼れ等は近代人と等しく關稅を課せるも、而も其の唯一の目的は國庫收入の增加に在りて、近代國民に於けるが如く、國産の保護奬勵を企圖することなかりきと。（Ibidem, Bd. III. S. 283.）。然れども、アリストオテレスは最も重要なる政策の原理として財政、宣戰媾和、邦家の防備、輸出入及び立法の其れを述べ、而して「輸出入に關しては、國家は這般の目的の爲めに利用せざるを得ざる國々と通商條約及び協商を締結し得るが爲めに自國が、

幾許の食糧の供給を要し、其の幾分を自國内に於て生産し幾分を輸入することを得るか、又た如何なる輸出入が自國に取りて必要なるかを知ることを要す」と說けり。是れに由つて觀れば、貿易は國民的政策の目的たりしものにして、種々なる制限若しくは特惠は必然生せざるを得ざりしなり。プルータルコスの記する所に據れば、ソローンは油以外の凡ゆる土地の所産の輸出を、執政官が一百ドラックメの罰金を宣告するか、若しくは自ら之れを支辨せざるを得ざる呪詛の下に置けるが如し。（Ploutarch., Sol., 24.）。縱令ひ、此のソローンの法制は斯くの如く一般的なる意義を有せるものに非ずとするも、而も斯くの如き事實の存したるとは疑問の餘地なき所なり。アッチカに於ては穀物の輸出は常に禁止せられたり。（Ulpian., ad Demosth. in Timocr., p. 822.）。這般の法制は啻だに同國のみならず、他邦にも亦た存在せること疑ひなき所にして、例へばセリムブリア人の如きは、縱令ひ常住には非ざりしとするも、少くとも凶荒時に於ては、穀物の輸出を禁止せり。（Pseud-Aristot., Œcon., II. 17.）。加之ならず、雅典に於ては材木、タール、蜜蠟、綱具及び革筒（ἀσκώματα）の如き、特に造船及び艤裝に取りて重要なる物品は禁輸貨物と看做されたり。（cf., Aristoph., Ran., 365, 367.）。洵に斯くの如き禁止は單に戰爭の繼續中ペロポンネソス人に對して存續せるに過ぎざるものと想像せらるゝを得可しと雖も（Aristoph., ut sup.; Eq., 278.）、然れども吾人は希臘人が平和の恩惠に浴すること少なく、テオフラストスの時代に於てすら造船用木材の輸出は尙ほ禁止せられて、唯だ特定の個人に對してのみ無稅を以て許容せられたるに過ぎざるの事實を想起せざる可らず。（Theophrast., Char., 23.）。

戰時に於ては又た往々特殊貨物の輸入をすら禁止せり。ボエオチアの燈心の如きは是れなり、其の理由は第十六世紀の大古典學者 Isaac Casaubon がアリストオフアネスの諧謔に據りて論斷せる如く、雅典人が是れ等の燈心の大火災を惹き起すを虞れたるが爲めに非ずして（Aristoph., Acharn., 916; Casaubon ad Theophrast. Char. 23.）、同國との一切の交通を停止して之れを困惱せしむるの目的を以て同國より輸入せらるゝ總べての貨物を排斥せるに在るものゝ如し。（Aristoph., Acharn., 860 sqq.）。雅典は其の制海權を利用して絕えず貿易に對して專制を行ふことを得しなり。クセノフォンは曰く「如何なる國家と雖も、海上の主人に恭順なるに非

ざれば、斷じて如何なる物件をも輸入することを得ず、他國民の餘剩生産物の輸出は總べて之れに依賴す」と。（Respublica Atheniensium, II. 3, 11, 12.）。雅典人は商船其の他、凡ゆる船舶を抑留捕獲せり。而して捕獲裁判所の判決によりて不法に失はれたる財貨を恢復するは非常なる難事たりしなり。（Böckh, a. a. O., 1. Bd. 1 Buch. 9.）。

斯くの如きは固より戰時にのみ適用せらるゝ所なりと雖も、雅典人は平時に於ても商業の制限が自己に取りて有利なるの觀あるの際には決して之れを避くるものに非ず。彼れ等は自國の消費に取りて必要なるか、若しくは雅典をして商業の中心たらしむるに必要ある貨物の供給を强制するの目的を以て諸般の制規を設けたり。如何なる住民と雖も雅典の港以外の何處にも穀物を輸送することを許さるゝことなく、之れを犯すものは國家に對して毀害を與へたるものとして告發せらるゝなり。國法は又た入港せる各船荷中の穀物の幾分が雅典市に保留せらる可きかを規定せり。總べての雅典人及びアッチカに居留する外國人は穀物又たは他の貨物を積載して雅典に歸港することなき船舶に對して貸金を行ふことを禁止せられたり。（Demosth., in Lakrit. p. 941.）。債務を償還すること能はざる者はファシス（φάσις）を以て告發せられ、歸港せざる借手は死を以て處罰せらるゝことを得たり。（Demosth., in Dionysod., p. 1295. 8 ff.）。之れに對してエージナ及びアルゴスに於ては雅典の工藝品は古く宗教的理由に假託して禁止せられつゝありしが如し。（Herod., V. 88.）（Böckh, a. a. O.）。

十

國内商業も亦た決して無制限なる自由を享有せるものに非ず。賣價の制規も亦た全然存せざるに非ず。アリストオフアネスの時代に於て雅典政府は一度鹽の價格を一定の率に引下げたり。アッチカは自國の使用に取りて充分なる鹽を産することなかりしなり。（Aristoph., Acharn., 760.）。而して此の鹽價引下げの命令が即時に取消されたるは恐らく是れに由りて鹽の供給に不足を生ぜしめたるに由るものなる可きか。（Aristoph., Eccl., 809.）。穀物に關しては價格決定の上に大なる自由の存したるを認むるも、而も買占の慘憺たる作用は一定の限界内に抑制せられたり。雅典の如く「多量の穀物を消費せる國家」は當時に於ては存せざる

所にして（Demosth., de Corona, p. 254. 21.）、穀物はポントス、ツラキア、シリア、埃及、リビア及びシキリア等の各地よりピレエウス港に輸致せられたり。是に於て乎、吾人はビザンチウムの占有が如何に雅典に取りて重要なりしかを知る。雅典は豐富なる食糧の供給を缺くことなく、其の住民の爲めに低廉なる食糧を享有せしむるが爲めに有效なる施設を行ふに努めたり。ソローンは雅典に工業を發達せしめ、來住者を牽引するに努めたるが故に（Ploutarch., Solon, 22, 24）、穀物の輸出を禁止し、雅典人をしてアッチカに於て生産せらるゝ穀物を購入するの獨占權を享有せしむるの政策を採れり。然れどもソローンの時代以前に於てすら食糧の供給は其の一部を國外に仰ぎたるものゝ如し。兎に角、輸出の禁止及び雅典市場に於ける外國産穀物の競爭は農業階級の利益を脅すこと大ならざるを得ず、是れが爲めにソローンの立法の他の部分が自作小農民階級に賦與せんことを期せる利益は殆んど無效ならしめらるゝに至れり。而して漸次小農場の廢墟の上に建設せらるゝに至りたる大農場は雅典市場に於て殆んど何等の競爭も存せざる果實及び其の他の貨物並びに輸出の自由を有する橄欖の如き最も有利なる物品の生産に其の土地を供用するを得しなり。斯くの如き傾向は勢ひ穀物の耕作を阻害せざるを得ずして、雅典は愈々益々穀物の供給を外國よりの輸入に俟たざるを得ざるに至れり。是に於て乎、雅典人は穀物船の航路を保護するに腐心し、護送船隊は艦隊と共に派遣せられ、スニウムは穀物船を保護するが爲めに堡壘を築かれたり。雅典の敵は穀物の供給を斷つに由りて同國を損傷し得ること如何に容易なるかを熟知せり。斯くの如き事實はペロポンネソス戰役の時代に於て十分に立證せられたる所にして、雅典は同國が陸上に於て最早スパルタを阻止すること能はざるに至りたる時に於てすら尙ほ其の對抗力を維持することを得たるも、エゴスポトミイの海戰に於けるリサンドロス（Λύσανδρος）の勝利は同國をして飢饉の襲來に惱ましめ、終に之れに致命的打擊を與へたるなり。（cf., Xenoph., Hell., V. iv. 61; Diod. Sic., xv. 34.）而してマケドニアのフイリッポスはポントスよりの供給を遮斷するの目的を以てビザンチウムの占領に努めたるなり。（Demosth., De Corona, 87. 254.）。

雅典人は商人をして必ず穀物をピレエウス港に輸致せしむるが爲めには幾分

の困難に遭遇せざるを得ざりき。クセノフォンの注意せるが如く、商人は種々なる地方に穀物を持ち廻り、其の到着せる最初の場所に於て之れを販賣せずして、彼れ等が其の價格の最高なることを探知せる所に於て之れを賣却す。（Xenoph., Econ., 20, 27.）。穀物に關して雅典及び其の他の希臘諸邦に最も大なる損害を與へたる者はアレグザンドリアのクレオメネス（Κλεομένης）なり。彼れは多量の穀物を蓄積し、專斷に價格を決定し、多數の下部を穀物貿易に使傭して到る處に於て正確に市場の狀態を探知することを得たり。（Demosth., in Dionysod., p. 1285.）。雅典人が穀物の輸入を確保するが爲めに採れる一法は、吾人が既に述べたるが如く、雅典に貨物を持ち歸ることなき船舶を抵當として貨幣を貸與することを禁ずるが如きは是れにして、這般の條件は特に穀物貿易に關して云へるものなるが如し。而して入港せる船舶は雅典に於て其の穀物の三分の二を販賣することを强要せられ、僅かに其の三分の一を再輸出することを許されたり。（W. Cunningham, An Essay on Western Civilization in its economic aspects, ancient times, 1902, p. 103.）。

法は又た市場に存する總べての穀物を買占むることを禁止せり。一時に購入し得る定量は五十メディムノス（μέδιμνος σιτηρός）に限定せられ、小賣商人は其の支拂へる高に對して相當なる利潤を得るに過ぎざる價格を以て再賣することを命ぜられたり。買占獨占は總べて死罪を以て禁止せられたり。穀物交易を監督し、不當の賣價を以て販賣せらるゝを防止するが爲めにシトヒラケス（σιτοφύλακες）と稱する、府中に五名、ピレエウス港に五名、都合十名より成る吏局あり。（Aristot., Ath. Pol., 51.）。雅典には又た公設の穀倉あり。（Demosth., Adv. Phorm., p. 918.）。是れ等のものは商人等が其の船舶の到着せる際に行はれつゝありし價格を以て其の船荷を賣り拂ふの已むなきに至るを免れしむるが爲めに其の穀物を蓄藏し得る保稅倉庫の性質を有するものなるべきも（Demosth., ut sup. p. 918. 24-26.）、而も此の倉庫中には又た半ばは國費を以て購入せられ、半ばは富裕なる市民の寄附に懸れる多量の蓄積存し、貧困なる市民に對して輕易なる條件を以て之れを賣却し、若しくは給與することすらありしが如し。（Demosth., up. sup. p. 918. 27.）。（Böckh, a. a. O., 15.）。

紀元三百八十八年の交に成れるものと推定せらるゝ雅典十大演說家の一人な

るリシアス（Λυσίας）が其依賴者の爲めに起草せる穀物商人攻擊の演說は後世を して當時の穀物交易の一端を窺知せしむるの上に於て頗る興味多きものなり。

此の頃雅典に於ける有力なる政治家の一人にして民主黨の領袖たりしアニトス（Ἄνυτος）は三百八十八年の凶荒時に於てシトヒラケスの一人たりしものゝ如く、彼れは穀物の價格騰貴を抑制するが爲めに穀物輸入業者に對して聯合を行ふの許可を穀物小賣業者に與へたるの觀あり。然れども苟も買占組合の性質を有するものは法の禁ずる所なるを以て、輸入業者は訴訟を提起するに至れるなり。リシアスは是れ等輸入業者の爲めに其の演說を起草せるものなり。（Lysias, Adversus Frumentarios, p. 715 et seq.）、

十一

古雅典財政の一特徵として觀る可きものは主たる收入を外國の貢納に仰がんとするに在り。賢明なる政治家は固より同國が其の同盟者に加へつゝある搾取の事實を熟知せり。而も彼れ等は是れを以て雅典庶民の貧困によりて已むを得ざるに至らしめられたるものと思惟せり。クセノフォンは實に斯くの如き意見を以て前揭「雅典の收入增加策」（Πόροι ἢ περὶ Προσόδων）を草せるなり。而して彼れを以て觀れば、前述せるが如き國情に在る雅典に取りては商業の發達は啻だに其の物質的利益たるのみならず、又た社會的政治的利益たりしなり。此の書は其の內容に徵して、第百〇六オリムピアード第一年、即ち西紀前五百五十三年の交に老餘のクセノフォンの手に成りしものと想定せられ、彼れに及ぼせる恩師ソクラテスの影響最も薄らぎ、實際經濟學者流の興味最も强大なりし時代の作として觀らる可きものなり。「雅典收入論」一篇は當時雅典の財務長官たりしイウブラス（Εὔβουλος）若しくは其の同志の一人の爲めに記述せられたるものゝ如し。

既に農業と戰爭を以て最も尊重す可く且つ必須なる業務と觀、（Œcon., iv. 4; Mem., II. i. 6.）、農業繁盛なる時は爾餘一切の職業は活氣に滿つるも、而も土地が荒廢の狀態に委せられざるを得ざる時は、爾餘の業務は海陸共に殆んど停止せしめらるゝが故に、農業を以て諸他の技術に取りて其の母たり、保姆たる可きものと斷言し、（Œcon., v. 17.）、農業は最大なる閑暇と肉體的發達とを與へ、而して君主自身と雖も、之れに從事するの價値あるものなることを主張し、そは凡ゆる職業中最も

快適に、最も生産的に、且つ最も品位あるものにして、武術及び競技に對する最良の練習たり、愛國心及び正義の觀念を養ふ可き最良の學塾たり、而して人類同胞に對する厚情と諸神に對する信仰とを育成するが爲めに最大の便宜を與ふるものなりと說ける（ibid., v. 1-16, vi. 9-10.）、クセノフォンは本書に於て先づ第一に雅典人が自己の國土よりして十分なる資源を取得すること不可能なるや否やを考察せり。雅典人にして果して自國の資源を以て支持し得らる可しとせば、彼れ等は直ちに其の窮乏並びに他の希臘人の彼れ等に對する猜疑より救濟せらるゝを得るなる可し。這般の目的の爲めにはアッチカの國土は優秀にして、其の氣候は溫和に、其の土壤は幾多の地方に於ては發芽することすらなき植物をして能く果實を結ばしむ。而して之れを環ぐる海も亦た極めて幸多きものなり。然も其の國土は啻だに年々繁茂凋落する產物のみならず、永遠に存續する資源を有す。而して穀物を生ぜざる地域は鑛物の蓄藏によりて却つて耕作地よりも遙かに多數の人民を支持す。アッチカは海陸の商業に對して最も惠まれたる地位に在り。加之ならず、雅典は蠻民と隣接することなきが故に、他の大多數の國家の如く、彼れ等によりて惱さるゝことなし。（Xenoph., De Vectig., i.）。クセノフォンは斯くの如く雅典の天惠を擧示するに努めたりと雖も、而も彼れの激賞せるアッチカの土壤は既述の如く、其の住民に對して十分なる食糧を供すること能はずして、雅典人は第六世紀以來常に橄欖栽培に專念しつゝありしなり。

彼れは次いで其の國家の一般的福利を增進し、窮民を扶持し得可き收入を生ぜしむ可き諸策を提唱す。第一は居留外人に關するものにして、彼れの意見に據れば、彼れ等は國家より何物をも受くることなくして、自活し、其の居住する國家に對して大なる利益を與へて、而も賦課せられたる租稅（μετοίκιον）を支拂ふものなるが故に、クセノフォンに取りては最良なる財源の一たるの觀あるなり。是れに由りて、彼れ等は須らく現在に於けるよりも更らに好遇せらる可きものなり。而して這般の目的の爲めには、國家に取りて何等の利益なきに拘らず、彼れ等の名譽を毀損するの觀ある負擔並び市民と相並んで重甲兵として出陣するの義務を免除するを以て足るものゝ如し。其の職（τέχνων）を離れ、其の家族を離れて出征するは彼れ等に取りて苦痛大なるのみならず、國家に取りても其の軍隊が現在に於ける

が如くリディア人、フリギア人、シリア人及び其の他の非希臘人より成るは決して利益に非ず。然れども他方に於て雅典人が外國人と共に享有するを適當とする他の特權には彼れ等をして參加せしむ可きものなり。當時外人は騎兵隊より排除せられつゝありしが、クセノフォンは彼れ等をして之れに參加することを得せしむるは、彼れ等をして雅典に對して一層忠實ならしむると共に、同市をして更らに强大ならしむる所以なりと觀たり。（cf., Hipparch., IX. vi）。クセノフォンは又た市壁内に存する空地を滿すが爲めに、之れに家屋の建築を申請せる者にして斯くの如き特權を享有するの資格あるものと看做さるゝ時は、之れに土地を取得するの許可を與ふ可しと主張せり。是れに由りて優良なる外人は雅典に移住することを欲するに至るなる可し。彼れは又た孤兒の保護官（Ὀρφανοφύλακες）に等しき居留外人の保護官（μετοικοφύλακες）を任命し、最多數の外人を誘致せる者に褒賞を與へんことを提議せり。彼れは是れに依りて安住の地なき總べての者は切に雅典に移住せんことを求め、斯くて又た公收入を增加す可きものと觀たり。（De Vectig., iii.）。

クセノフォンは更らに語を進めて曰ふ、雅典が通商上享有する利益は實だに其の有利なる地位、其の宏壯にして安全なる要港を有するの事實のみに歸せらる可きものに非ずして、又た其の鑄貨の優秀なるより生ずるものなりと。彼れは貨幣が内在價値を有せざる可らざるを以て、議論の餘地なき無き所と認めたるものゝ如く、少くとも銀は其の貨幣としての職能と等しく、亦た其の銀としての用途に由りて其の價値に影響あることを認めたり。彼れは又た國際貿易上に於ける銀貨の價値を理解せり。即ちクセノフォンの意の在る所は、雅典の鑄貨は國外に於て流通することなしと雖も、そは如何なる他國の鑄貨よりも純良にして、從つて其の中に雜分の混入多き凡ゆる他の銀の同一量よりも其の價値大なるものあるが故に、國外に於て之れよりも大なる價値を有す可きものなりと云ふに存す。蓋し雅典銀の一定量は同一純分を有する他の銀の一定量よりも正貨として更らに大なる價値を有すること不可能なる可きが故なり。（ibid., iii. 1-2.）。

クセノフォンは又た貿易の發達を來さしむるが爲めに下の如き二案を提唱せり。即ち一は貿易に關する總べての訴訟に對して最も急速且つ公平なる判決を

下せる商事裁判所の判事（τῇ τοῦ ἐμπορίου δίκῃ）に對して褒賞を與へんとするものにして、這般の提案の目的が其の後月次訴訟の誘入によりて有效に取得せられたること吾人の既述せる所なり。他は其の多數の船舶及び多量の貨物を雅典に輸致して同國に貢獻せる商人及び船主に對して特殊の名譽を與へ、市の饗應に招待せんとするものなり。愈々多數の外人が雅典に移住し、又た來訪する時は愈々多量の商貨が輸入、輸出、販賣せられ、愈々多額の所得は生ぜしめられ、愈々多額の貢稅は收受せらるゝに至る可し。（ὅλον ὅτι τοσούτῳ ἂν πλεῖον καὶ εἰσήγετο καὶ ἐξήγετο καὶ ἐκπέμπετο καὶ πωλοῖτο καὶ μισθοφοροῖτο καὶ τελεσφορεῖ.）。（cf., Hiero, ix. 9.）。斯くの如き收入の增加を來さしむるが爲めには單に寬仁なる法制と周到なる管理とを要するのみにして、其の以外に何等の失費を必要とすることなし。（De Victig., iii. 3-6.）。

然れどもクセノフォンは彼れの提唱する他の收入增加策を實施するが爲めには一定の資本投下を要することを認めたり。而も彼れは是れまで海陸軍の維持の爲めに頻々として課稅せられ、其の支拂へる金額を回收し得ざるに拘らず、國家に對して利益と爲る可き何等確實なる豫想なくして多額の貨幣を費消せる雅典人は爰に提唱せらるゝが如き計畫に對して欣然貢納を行ふ可きことを確信せり。而して彼れの提唱する所のものは、船員の宿泊の爲めには港の周圍に、商人の爲めには賣買に便宜なる場所に、公設旅館を增設し、雅典に來訪する總べての者の爲めにも之れを行ひ、ピレエウス及び市府内に小賣商人の爲めに店舗を建設して、啻だに市の美觀たらしむるのみならず、著しく其の收入を增加せしめ、國有商船を購入して、十分なる保證を提供し得る者に之れを貸出すに存す。而して著者は斯くの如き出資に對する利潤が一日三オボリ（τρίωβολον）に達す可しと想像せり。斯くの如きは實に船舶抵當貸付の其れに相當するものなり。即ち十ミネを拂ひ込める者は約二割（ναυτικὸν τρεῖς ἐπὶ τρεῖς）、三百六十日に對しては正確に百八十ドラックメを收受す可く、五ミネを拂ひ込める者は三分の一以上（Πλεῖον ἢ ἐπίτριτον）を取得することゝ爲る可し。然れども人民の大多數は各自一ミナを支拂ふ時は一ケ年にして略々其の元本を倍加し得可し。而して彼れ等は雅典國外に出づるとなくして此の世に於ける最も安全にして永續的なる投資の方法を有す可きなり。外國人と雖も亦た其の出資に由りて雅典に對して寄附行爲を行へる者として永

く其の芳名を錄して後世に傳へらるゝとせば、敢て出資を辭せざる可し。而して外國都市、國王、君主及び太守も亦た斯くの如き名譽に與らんことを欲するなる可し。（De Vectig., iii. 7-12.）。

十二

此の小論文中に在つて最も精細に論述せられたる部分は銀坑に關する第四章なり。クセノフォンの意見に據れば、雅典の鑛坑は無盡藏なり。彼れは曰く、銀坑のみにても正しく管理せらるゝ時は、凡ゆる他の部門の收入の外に、國家に對する絶大なる寶庫たらしむるを得可しと。是れ等の銀坑は太古邈遠の時代より採掘せられたりと雖も、而も之れより掘り出されて地上に積み上げられたる熔滓の丘は、未だ採掘せられずして銀鑛を含有する丘陵に比して極めて小なるものに過ぎず。實に銀坑を豐富に含有せる地域は其の範圍を減少することなく、愈々採掘の進むに連れて愈々擴大せられつゝあるなり。而して最大多數の勞働者が鑛山に於て作業しつゝありし際に於ても、彼れ等の總べてに對して十分以上の仕事の存在を觀たり。現時に於ては又た鑛山に於ける奴隷所有者は孰れも其の數を減少することなくして、却つて其の力の限り絶えず之れを增加しつゝあるなり。洵に少數の人々が採掘踏査に從事しつゝある際には、發掘せらるゝ財寶亦た少なきも、多數が使用せらるゝ際には、發掘せらるゝ銀鑛の高は遙かに大と爲る。是に於て乎、吾人の知悉する總べての企業中に在つて何人も其の作業を擴張する者を嫉視することなきものは唯り斯業あるのみ。（Οὐδὲ φθονεῖ οὐδένες τοῖς ἐπιακευαζομένοις.）。（ibid., iv. 1-4.）。

クセノフォンは經濟的生產が確然たる限界を有するを知り、企業の膨脹に限界あることを敎へたり。總べて農圃を有する者は幾聯の牛及び幾人の勞働者が其の所有地に取りて充分なる可きかを知るを得可く、而して彼れ等は必要以上を其の耕地に送るを以て損害と觀る。然れども、クセノフォンは飽くまでも銀を以て這般の原則に對して例外として立つものなりと認めたり。即ち曰く、銀坑業に於ては總べての企業家は常に勞働者の不足を感じつゝありと稱す。蓋し銀坑業に於ては他の產業と事情相異れるものあるが故なり。銅鍛冶の存在多きに過ぎ、銅器の價格低廉と爲る時は、彼れ等は破產を免れざる可く、鑄鐵職に就いて觀るも亦

た同樣なり。又た穀物及び酒が夥多にして其の價格低落する時は、農業は有利ならざるに至り、多數の農民は土地の耕作を廢して、商業若しくは貸金業に走り、又たは旅館を經營するに至る可し。然れども銀坑の場合に於ては、銀鑛の發掘せらるゝこと愈々多く、而して銀の抽出せらるゝこと愈々多量なるに從ひ、其の採掘に從事する者の數は愈々大と爲るなり。洵に一家の使用に取りて既に十分なる家具を取得せる者は敢て其の以上を購入せんとすることなかる可しと雖も、而も何人も未だ銀の增加を希望せざるまでに其の多額を所有せる者なく、而して若し或る人々が過剩の銀を有したりとせば、彼れ等は之れを貯藏するに由りて、之れを使用するに讓らざる滿足を感ず可きなり。尙ほ社會が繁盛なる際には、人々は銀を要すること極めて大にして、彼れ等は之れを立派なる武器、良馬、宏壯なる邸宅及び家具を取得するが爲めに投費す可く、婦人は又た高價なる衣服及び貴重なる裝飾品を切望するなる可し。之れに反して社會が凶作若しくは戰爭に由りて窮乏せる際に於ては彼れ等は食糧を購入し、傭兵隊に對して支拂ひを行ふが爲めに貨幣を要することゝ一層大なる可し。クセノフォンは金も亦た銀と等しく有用なるを承認せりと雖も、而も彼れは金が多量に現るゝ時は其の價値は下落し、銀の價格は騰貴せしめらるゝの事實を知れり。彼れが斯くの如き說明を行へる所以のものは、銀鑛滅盡し、銀價消滅するが如きことは絕無なる可きが故に、凡ゆる企業家をして安んじて出來得る限り多數の勞働者を銀坑に送り、安んじて其の作業を持續擴張せしめんとするに在り。而も彼れを以て觀れば、國家は早く既に這個の事實を知悉せるものゝ如く、鑛業に從事せんことを欲する外人は總べて市民に等しき條件を以て（ἐπὶ ἴσοις λίξῳ）――即ち收益の二十四分の一を支拂ひて採掘の許可を得つゝあるなり。（ibid., 5-12.）。（cf., Suidas, ἀγράφῳ μεταλλικῷ δίκῃ.）。

クセノフォンは更らに語を進めて、是れ等の鑛坑をして國家に取りて最も有利ならしむるが爲めには如何に之れを經營す可きかを述ぶ。國家が其の市民たる幾多の個人にして鑛山業によりて其の富を致しつゝあるを見ながら、其の例に倣はんとせざるはクセノフォンをして奇異の感を抱かしむる所なり。這般の問題に興味を有する者はニケラトスの子ニキアスが曾つて銀坑に於て使役せらるゝ一千人の奴隸を有し、而して一人に就き總べての費用を除き、一日一オボロスの契

約にて之れをツラキア人ソシアスに貸出せることを聞けるなる可し。ヒッポニコスも亦た同一方法を以て六百人の奴隷を貸出し、一日一ミナの純收入を得たり。而してヒレモニイデスは三百人を有し、一日半ミナを享得せり。而も過去の歴史を稽ふるまでもなく、現在に於て多數の鑛山勞働者は同一方法を以て貸出されつゝあるなり。而も國家は一人の雅典市民に對し三人の割合と爲るまで國有の奴隷を所有し、凡ゆる他の國有財産即ち神に献納せられたる土地及び建物並びに租税徴收權と等しく相當なる保證に對して之れを貸出さば、永續的收入を獲得するを得可し。租税の徴收を請負へる者は國家より奴隷を借入れたる者よりも國家を欺瞞すること遙かに容易なる可し。即ち國家に屬する貨幣が私有貨幣と外觀同一なる場合に於ては、吾人は如何にして公金の竊取を看破するとを得可きか。然れども國有の奴隷に官印を烙し、而して之れを賣却し若しくは輸出する者に刑罰を科する時は、誰か能く之れを竊取し得可き。而して吾人は是れ等國有の奴隷を借入る可き十分なる企業家の存するや否やを危惧するの要なし。即ち既に私有の奴隷を使用しつゝある鑛業家の多數は尚ほ作業の餘地大なるが故に、國有奴隷を雇入る可く、鑛山奴隷の多數は漸次老衰し、又た肉體的勞働を欲することなく、又たは之れに堪ふることなき他の雅典人及び外國人の多數は企業の管理者として精神的勞働によりて生活せんことを欲す可きが故なり。（ibid., 13-22.）。

著者は次いで、國家が先づ一千二百人を購入する時は恐らく五年乃至六年の間に之れより生ずる利潤によりて奴隷の數は六千人に增加せしめらるゝを得可しと做せり。此の六千人を總べての經費を控除し、一人一日一オボラスの割合を以て貸出す時は一年六十タラントンの收入を生ずるに至る可し。（即ち此の計算は一年を三百六十日と做せるものなり）而して若し是れ等の金額の内、二十タラントンを新たに奴隷を購入するの資に充つるが爲めに貯藏するものとせば、國家は四十タラントンを其の必要と認むる用途に充用し得可し。奴隷の數、一萬人に增加したる時は國家に取りて一年一百タラントンに達する永續的收入生ぜしめらるゝに至る可し。然れども國家が之れよりも遙に多數の奴隷を取得し且つ維持し得可きはデケレアの戰爭以前に於て奴隷より生じたる收入の高に據りて明かなり。即ちペロポンネソス戰役の第十九年に於けるラケダエモン人のデケレア

占領は雅典の奴隷二萬をして其の敵に走らしめたるを以てなり。（Thucyd., vii. 27.）。

クセノフォンは尙ほ幾分損失の危險存す可き新作業を最も安全に開始せしむ可き方法を提示し得可しと思惟せり。蓋し這般の危險は多數の個人をして國家より新鑛坑を購入するを遲疑せしむ可きが故なり。即ち彼れは單獨なる個人をして這般の危險に遭遇することなからしむるが爲めに、雅典の十種族に同數の奴隷を割充て、各種族をして新鑛坑を開鑿せしめ、全種族をして共同に發掘の結果を荷はしめんことを提案せり。而して彼れは過去の經驗に徵して總べての試掘が悉く失敗に歸し、十種族が孰れも皆な不成功に終るが如きことはあり得ざるものと思惟せり。彼れは又た私人が此の種の組合を組織し、其の運命を共にするに由りて其の企業の危險を輕減せしむるを得可しと做せり。斯くの如き施設は後に至りて採用せられたるものなり。而して著者は斯くの如くして設立せられたる公團體が私企業者の利益を脅し、若しくは私企業者が公團體に損害を與ふ可きを危惧するの要なきものと觀たり。却つて戰場に於ける同盟者が其の相互の援助に依りて助勢せらるゝが如く、總べての種類の企業者が鑛業に從事すること愈々多ければ其の受くる收益及び之れより生ずる利益は愈々大なる可し（ibid., 23-25, 30-32.）。

次いでクセノフォンは所要の貢納の額甚大にして、且つ多數の奴隷を購入するの必要上其の品質を低下し、價格を騰貴するに至らしむ可きが故に、是れ等家屋の建築、船舶の建造及び奴隷の購入等の諸計畫の總べてを同時に企圖するを以て不得策と觀たり。是れに反して這般のものが連續的に試行せらるゝならば、一の計畫より生じたる利潤は他の計畫の實施に充當せらるゝを得可し。然れども、這回の戰爭に際して徵收せられたる財產稅は國家の財源を涸竭せしめたるを以て個人よりして何等の貢納をも取得し得ざるものと想像せざるを得ずとするも、次年度に對する行政の費用は媾和前に於けるが如く、比較的少額の收入より支辨せらるゝを得可く、且つ又た平和と居留外人及び商人に對して加へられたる注意と貿易の改善とによりて生ぜしめられたる餘剩は是れ等の企圖に充當せらるゝを得可し。這般の計畫は又た戰爭勃發の爲めに無效と爲ることあらざる可し。蓋し

是れ等の計畫にして行はれんか、戰爭は雅典よりも其の敵に取りて一層危險なるものと爲る可きが故なり。即ち國家は人口の增加に據りて海陸軍の數を增加するを得るなり。鑛坑は既に二箇所の要塞によりて防備せらるゝも、更らに其の中間に第三の要塞にして建設せられんか、外敵の襲來に際して奴隸隊は悉く是れ等三要塞の一に立て籠るを得可し。加之ならず、鑛坑は其の位置と食糧を取得するの困難とに由りて敵軍の襲來を受くるの危險極めて少なかる可し。(ibid., 34-48.)。

最後に國家は啻だに奴隸の貸出に由りて、其の收入を增大し得るのみならず、鑛坑の附近に居住する者の增加に由りて市場、國有家屋、鎔鑛爐及び其の他の泉源より多額の所得を擧ぐるを得可し。而して其の附近の土地は雅典市の周圍の土地と等しく大なる價値を取得するに至る可し。加之ならず、國民は國富の增加に由りて溫和從順にして且つ勇敢と爲る可し。即ち彼れ等は體操練習場に於ける教練、衛戍の義務、兵役等に對して日當を收受す可きが故なり。(ibid., 49-52.)。

固より斯くの如きクセノフォンの提案の全部は其の目的を達成す可き可能性を有するものに非ず。先づ第一に彼れの計畫に從へば、各個の雅典人は政府より三人の奴隸を借入れ、其の勤務の代價を國家に支拂ふことゝ爲る可し。私有の奴隸以外に、六萬の國有奴隸を一定期間有利に鑛業上に使役し得可しとは想像し得ざる所にして、軈がて國家若しくは個人の孰れかが損失を蒙らざるを得ざることは瞭然たる可し。第二にクセノフォンが是れ等ラウリオンの鑛坑を以て無盡藏と做せるが如きも單なる迷想に過ぎずして、既述せるが如く、是れ等の鑛坑は既に基督紀元の初めに於て殆んど何等の收益をも生ぜざるに至り、紀元第二世紀に至るまでに全然其の採掘を停止せり。第十九世紀末以來同鑛山は再び採掘を開始せられたりと雖も、其の目的は鉛にして、銀に存するものに非ず。第三に銀の價値が斷じて下落することなしと做せる彼れの所論の不當なるは今更ら改めて論ずるの必要あらざる可し。洵に雅典に於ける銀の夥多は亦た其の價値下落の原因にして、そは久しく銅の二百乃至三百倍の價値を維持したるが、第四世紀には僅かに其の百二十倍を有するに過ぎざるに至れり。然れどもクセノフォンが奴隸の貸出を國營たらしめ、其の價格を下降せしむることなくして絕えず增加し行く其の頭數に對して市場を發見するの可能性を認めたるは、決して Gustave Glotz の言ふ

が如く、需要供給の關係を知らざりしが爲めに非ず。（Ancient Greece at Work, an Economic History of Greece, from the Homeric Period to the Roman Conquest, 1926, 209.）。彼れは上述の如く、金が其の定量の增加に由りて著しく其の價値を低下し、之れに對する銀の價格を大ならしめ、（De Vectig., op. cit., iv. 10.）。而して他の貨物が其の供給過多に由りて價値を失墜するの事實を明確に知悉せり。（ibid., 5-7.）、然も彼れは銀の價値が主として其の供給に由りて決定せられずして、却つて其の需要が供給と共に增加す可きを認めたるなり。加之ならず、彼れは銀の增加をして其の價値を低落せしめざらんとせば、當さに之れに應ず可き社會の繁榮、並びに消費の增加の存せざる可らざることを體得しつゝありしなり。（cf., ibid., 8.）。

十三

クセノフォンが此の書の第五編に於て收入を維持し增加するが爲に平和の必要を主張せるの一事は、縱令ひ彼れに特有なるものには非ずとするも其の全計畫及び勸告中に在りて全然反對の餘地なき唯一の點と稱するを得可し。彼れは這般の目的に資せしむるが爲めに「平和擁護委員」（Εἰρηνοφύλακας）を任命し、更らに多數の外人をして雅典に來訪せしめんとするの案を提唱せり。雅典にして永く平和を維持せんか、其の勢力、名聲及び威信は減退す可しと主張する者ありとせば、彼れの意見は全然正鵠を失せるものと稱せざるを得ず。クセノフォンは最も長く平和を維持せる國家が最も繁榮にして總ての國家中、雅典が本質上平和時に於て最も能く繁榮に赴くの力あるものと思惟せり。商人、船長、種々なる產物を豐富に有する者、其の才能若しくは貨幣によりて生計を取得し得る者、工匠、ソヒステ及び哲學者、彼れ等の著作の愛好者、祭禮及び興業を見物せんとする者並びに急速に其の貨物を賣買せんとする者は孰れも皆な平和時の雅典に於て最も能く其の目的を達成するを得可し。希臘の覇權は戰爭と暴力とよりも、寬仁と平和とによりて却つて能く掌握し得らる可し。現に最近の經驗に徵して明かなるが如く、戰時に於ては雪だに收入の諸泉源が涸渴するのみならず、國庫に納入せられたる總べての貨幣は戰費を支辨するが爲めに費消し去らるゝなり。然れども海上の平和が恢復せられたる現在に於ては、收入は漸次增加を來し、市民は任意に國帑を使用し得るなり。而して若し他の國家にして雅典に損害を加へたりとするも、雅典は尙ほ

之れと平和關係を維持す可きものなり。吾人が何者に對しても何等の危害を加ふることなしとせば(*Εἰ μηδένα παρέξομεν ἀδικοῦντα*)、吾人に非行を行へる者は何等の同盟者をも有することなかる可きが故に、吾人は遙かに容易に彼れ等に復讐し得るなり。(ibid., v. 1-13.)。

クセノフォンは此の書の最後に於て提唱せる諸計畫より生ず可き利益を述ぶ。即ち曰く、是れ等の提案にして實施せられんか、吾人は他の希臘人に對する親善なる關係を增加し、更らに大なる安泰の裡に生活して、吾人の名聲を高むるに至る可しと。洵に彼れは這般の計畫を以て啻だに國家の物質的利益を增進するのみならず、併せて其の社會的及び政治的利益を增大す可きものと觀たり。即ち是れに由りて國家は其の繁榮を來し、庶民は十分なる食糧の供給を受け、富者は戰費の負擔を免れ、洽く全國民の幸福は增加し、從つて國內に於ける革命の危險は減少す可きが故なり。然れども、クセノフォンは他方に於て雅典人に對して祭典其の他の諸經費を節約す可きを勸告することなきのみならず、却つて之れを增加し得るの豫想を表明して彼れ等に媚びんとせるの觀なきに非ず。即ち彼れ曰く、吾人は國富の充實に依りて、現在よりも一層莊嚴に祭典を擧行し、神殿を修繕し、堡壘及び船渠を再建し、僧侶、元老院長官及び騎士をして其の古來の權利(*τὰ πάτρια*)を恢復せしむるを得可しと。(ibid., vi. 1.)。

吾人は前揭第四章第十四節其の他の所言より推して、クセノフォンは私有資本が單に其の所有者一個の富裕を齎すに過ぎざるに反し、國有資本が全市民をして洽く富裕ならしむるの故を以て之れに貢獻する所更らに大なりと觀じ、產業社會化の近代的學說を提唱せるの觀なきに非ずと雖も、而も彼れの主張の眼目は外人の溫情主義的搾取と奴隸勞働の國家的利用とに由りて雅典市民中に於ける富者の負擔を輕減し、併せて貧困を絕滅せしめ、共同の資源に依りて全市民をして悉く十分なる滿足の裡に生活せしめ、以て國家を繁榮と安定との時代に誘はんとするに在りしなり。